

委託契約

| 所属名 | 契約の相手方 (商号又は氏名) | 案件名称 | 契約期間 | 契約金額 | 契約事務取扱規程の適用条項 | 随意契約理由 |
|----------|----------------------------|--|----------------|------------|---------------|---|
| 施設保全グループ | (社)大阪市シルバー人材センター南部支部 | 小修繕(簡単な大工仕事)(単価契約) | 26.4.1～27.3.31 | 2,000,000 | 第19条第1項第3号 | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条の規定する法人であり、かつ履行場所所在地(大阪市東成区)を担当する法人は当該団体の当該支部のみであるため |
| 施設保全グループ | (株)ヒラカワ | ボイラー設備保守及び性能検査受検 | 26.4.1～27.3.31 | 1,426,464 | 第19条第1項第2号 | 業務(ボイラー設備保守及び性能検査受検)が特定の者(当該設備のメーカー)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | アズビル(株)ビルシステムカンパニー 関西支社 | 空調用自動制御機器保守(病院棟・本館) | 26.4.1～27.3.31 | 3,240,000 | 第19条第1項第2号 | 業務(空調用自動制御機器の保守)が特定の者(当該機器のメーカー)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | (株)エフエスユニ 大阪営業所 | 医療ガス設備保守点検 | 26.4.1～27.3.31 | 3,844,800 | 第19条第1項第2号 | 業務(医療ガス設備の保守)が特定の者(当該設備のメーカーが指定する近畿地区唯一の代理店)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | (株)アイソテック | 層流隔離病室システム保守 | 26.4.1～27.3.31 | 2,862,000 | 第19条第1項第2号 | 業務(層流隔離病室システムの保守)が特定の者(当該システムのメーカー)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | (株)S&Sエンジニアリング 大阪営業所 | 搬送設備保守 | 26.4.1～27.3.31 | 3,996,000 | 第19条第1項第2号 | 業務(搬送設備の保守)が特定の者(当該設備のメーカー)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | ホーチキ(株) 大阪支店 | A・B地区及び西地区におけるテレビ電波共視聴施設の保守 | 26.4.1～27.3.31 | 3,348,000 | 第19条第1項第2号 | 業務(A・B地区及び西地区におけるテレビ電波共視聴施設の保守業務)が特定の者(施設の設計・施工業者)でなければ履行できないため |
| 施設保全グループ | (株)イトーキテクニカルサービス | カルテ自動管理装置の保守 | 26.4.1～27.3.31 | 1,900,800 | 第19条第1項第2号 | 業務(カルテ自動管理装置の保守)が特定の者(業務を一括代行する唯一の代理店)でなければ実施することができないため |
| 施設保全グループ | アボットジャパン(株) | 全自動化学発光免疫測定装置の保守 | 26.4.1～27.3.31 | 2,149,200 | 第19条第1項第2号 | 業務(全自動化学発光免疫測定装置の保守)が特定の者(日本国内における唯一の販売元)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | キャノンライフケアソリューションズ(株) | レーザーイメージングシステム・コンピューティッドラジオグラフィシステム3Dワークステーション・2D/3D/4D画像配信システムの保守点検 | 26.4.1～27.3.31 | 9,163,800 | 第19条第1項第2号 | 業務(レーザーイメージングシステム等の保守)が特定の者(日本国内における唯一の販売元業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | (株)グッドマン | 医療画像通信・電子保存ネットワークシステムの保守 | 26.4.1～27.3.31 | 2,160,000 | 第19条第1項第2号 | 業務(医療画像通信・電子保存ネットワークシステムの保守)が特定の者(当該システムの製造メーカー)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | GEヘルスケア・ジャパン(株) | 全身用X線コンピュータ断層撮影装置等の保守 | 26.4.1～27.3.31 | 48,203,640 | 第19条第1項第2号 | 業務(全身用X線コンピュータ断層撮影装置等の保守)が特定の者(日本国内における唯一の代理店)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | エレクタ(株) | 放射線治療計画システムの保守 | 26.4.1～27.3.31 | 1,560,600 | 第19条第1項第2号 | 業務(放射線治療計画システム等の保守)が特定の者(日本国内における販売・保守等の業務の全てを代行する業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | シーメンス・ジャパン(株) | 超伝導型MRI及びガンマカメラ装置の保守 | 26.4.1～27.3.31 | 47,304,000 | 第19条第1項第2号 | 業務(超伝導型MRI装置及びガンマカメラ装置の保守)が特定の者(販売元の日本国内における総輸入・販売代理店)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス(株) | 総合血液学検査装置・全自動尿分析装置の保守 | 26.4.1～27.3.31 | 4,682,880 | 第19条第1項第2号 | 業務(総合血液学検査装置・全自動尿分析装置の保守)が特定の者(日本国内における唯一の代理店)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | 島津メディカルシステムズ(株) | X線TV撮影装置等の保守 | 26.4.1～27.3.31 | 4,953,808 | 第19条第1項第2号 | 業務(X線TV撮影装置他の保守)が特定の者(大阪府内における唯一の代理店)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | 住友電設(株) | RI排水処理システムの保守 | 26.4.1～27.3.31 | 1,555,200 | 第19条第1項第2号 | 業務(RI排水処理システムの保守)が特定の者(当該システムの製造メーカー)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | (株)たけびし | 放射線治療患者データベースシステムの保守 | 26.4.1～27.3.31 | 3,164,400 | 第19条第1項第2号 | 業務(放射線治療患者データベースシステムの保守)が特定の者(開発元の大阪府における唯一の代理店)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | 東芝メディカルシステムズ(株) | CT装置等・X線TV撮影装置・X線一般撮影装置の保守 | 26.4.1～27.3.31 | 29,030,400 | 第19条第1項第2号 | 業務(全身X線CT装置・X線TV撮影装置・X線一般撮影装置の保守)が特定の者(当該装置の製造メーカー)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | 日本光電関西(株) | ベッドサイドモニター・セントラルモニター(内視鏡室及び病棟等)の保守 | 26.4.1～27.3.31 | 5,400,000 | 第19条第1項第2号 | 業務(ベッドサイドモニター・セントラルモニター(内視鏡室/病棟等)の保守)が特定の者(大阪府内における唯一の代理店)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | (株)バリアンメディカルシステムズ | 放射線治療システム(Clinac 2100C/D等)の保守 | 26.4.1～27.3.31 | 29,823,120 | 第19条第1項第2号 | 業務(放射線治療機等の保守)が特定の者(日本国内における保守業務全般を行っている業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | (株)日立メディコ | デジタルシンチカメラ・X線照射装置・X線回診車の保守 | 26.4.1～27.3.31 | 8,478,000 | 第19条第1項第2号 | 業務(デジタルシンチカメラ・X線照射装置・X線回診車の保守)が特定の者(当該装置の製造メーカー)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | フクダ電子近畿販売(株) | コンピューターライズドCCUシステム及び一般病棟モニター、ポリグラフ、心臓電気刺激装置の保守 | 26.4.1～27.3.31 | 8,061,120 | 第19条第1項第2号 | 業務(コンピューターライズドCCUシステム・一般病棟モニター・ポリグラフ・心臓電気刺激装置の保守)が特定の者(大阪府内における唯一の代理店)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | 富士フィルムメディカル(株) | デジタル画像総合システムの保守 | 26.4.1～27.3.31 | 8,586,000 | 第19条第1項第2号 | 業務(デジタル画像総合システム)が特定の者(装置の販売及びメンテナンスに関する一切の業務を行っている業者)でなければ実施することができないため |
| 施設保全グループ | (株)MMコーポレーション | 注射薬自動払出システムの保守契約 | 26.4.1～27.3.31 | 2,684,016 | 第19条第1項第2号 | 業務(注射薬自動払出システムの保守)が特定の者(大阪府内における唯一の代理店)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | ロシュ・ダイアグノスティクス(株) | 生化学・免疫検査測定装置(モジュラーアナリティクス・PPE、PE)の保守 | 26.4.1～27.3.31 | 2,592,000 | 第19条第1項第2号 | 業務(生化学・免疫検査測定装置の保守)が特定の者(日本国内における唯一の代理店)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | (株)千代田テクノ | マイクロセレクトロンHDRシステム等の保守 | 26.4.1～27.3.31 | 3,564,000 | 第19条第1項第2号 | 業務(放射線治療機等の保守)が特定の者(日本国内における唯一の代理店)でなければ実施することができないものであるため |

| | | | | | | |
|------------|-----------------------|--|------------------|-------------|------------|--|
| 施設保全グループ | ㈱スズケン | 全自動細胞解析装置の保守 | 26.4.1～27.3.31 | 1,749,600 | 第19条第1項第2号 | 業務(全自動細胞解析装置の保守)が特定の者(日本国内における唯一の代理店)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | オーソ・クリニカル・ダイアグノスティクス㈱ | オートビュー-Innovaの保守 | 26.4.1～27.3.31 | 1,533,600 | 第19条第1項第2号 | 業務(オートビュー-Innovaの保守)が特定の者(日本国内における唯一の代理店)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | アクト土地家屋調査士事務所 | 東側隣接道路地境界確認手続 | 26.4.1～27.3.31 | 1,782,918 | 第19条第1項第2号 | 本業務は同社が平成25年度に実施した「南側隣接民有地境界確認」と密接に関連する付帯的かつ継続的要素が非常に高く、他の業者が本業務を一から請け負った場合と比して費用等が効率的であるため |
| 施設保全グループ | ジャトー㈱ | 非常警報(放送)・一般放送設備、ITVカメラ設備、患者呼出設備、ネットワークカメラシステムの点検保守 | 26.4.1～27.3.31 | 1,340,280 | 第19条第1項第2号 | 業務(非常警報(放送)・一般放送設備、ITVカメラ設備、患者呼出設備、ネットワークカメラシステムの点検保守業務)が特定の者(当該設備、システムのメーカー)でなければ実施することができないものであるため |
| 医事グループ | ㈱エスアールエル | 臨床検査委託 | 26.4.1～27.3.31 | 33,295,332 | 第19条第1項第2号 | 業務(臨床検査)が特定の者(検査結果の基準値等は、従来から継続したものでなければ結果値に差異が生じ、治療効果の判定、診断の確定、今後の治療方針に混乱が生じるため)でなければ実施することができないものであるため |
| 医事グループ | ㈱LSIメディエンス | 臨床検査委託 | 26.4.1～27.3.31 | 24,004,854 | 第19条第1項第2号 | 業務(臨床検査)が特定の者(検査結果の基準値等は、従来から継続したものでなければ結果値に差異が生じ、治療効果の判定、診断の確定、今後の治療方針に混乱が生じるため)でなければ実施することができないものであるため |
| 医事グループ | 一般財団法人 阪大微生物病研究会 | 臨床検査委託 | 26.4.1～27.3.31 | 4,077,054 | 第19条第1項第2号 | 業務(臨床検査)が特定の者(検査結果の基準値等は、従来から継続したものでなければ結果値に差異が生じ、治療効果の判定、診断の確定、今後の治療方針に混乱が生じるため)でなければ実施することができないものであるため |
| 医事グループ | ㈱ビー・エム・エル 大阪第一営業所 | 臨床検査委託 | 26.4.1～27.3.31 | 4,131,980 | 第19条第1項第2号 | 業務(臨床検査)が特定の者(検査結果の基準値等は、従来から継続したものでなければ結果値に差異が生じ、治療効果の判定、診断の確定、今後の治療方針に混乱が生じるため)でなければ実施することができないものであるため |
| 医事グループ | ㈱大阪血清微生物研究所 | 臨床検査委託 | 26.4.1～27.3.31 | 1,586,304 | 第19条第1項第2号 | 業務(臨床検査)が特定の者(検査結果の基準値等は、従来から継続したものでなければ結果値に差異が生じ、治療効果の判定、診断の確定、今後の治療方針に混乱が生じるため)でなければ実施することができないものであるため |
| 医事グループ | (社)大阪市シルバー人材センター南部支部 | 採取管の搬送・印刷物の在庫管理及びカルテ搬送 | 26.4.1～27.3.31 | 1,110,000 | 第19条第1項第3号 | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41号の規定する法人であり、かつ履行場所所在地(大阪市東成区)を担当する法人は当該団体の当該支部のみであるため |
| 医事グループ | 社会医療法人大道会 | PET検査委託 | 26.4.1～27.3.31 | 1,713,600 | 第19条第1項第2号 | 入院中患者についてのPET検査を行うため、隣接医療機関でしか検査を実施することができないものであるため |
| 新病院整備グループ | みずほ総合研究所株式会社 | 大阪府立成人病センター整備事業アドバイザー業務 | 26.4.1～27.3.31 | 5,918,400 | 第19条第1項第2号 | 業務(大阪府立成人病センター整備事業アドバイザー業務)が特定の者(PFI手法に精通するとともにこれまでの成人病センター基本構想策定より、3年間にわたる本件事業に係る実施方針公表から事業契約締結にわたる資料一式の作成に携わってきた者)でなければ実施することができないため |
| 新病院整備グループ | 公益財団法人 大阪府文化財センター | 重粒子線がん治療施設整備運営事業に伴う大坂城跡発掘調査 | 26.4.8～28.4.28 | 388,511,640 | 第19条第1項第2号 | 業務(大坂城跡発掘調査)が特定の者(大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準に定められた公的機関)でなければ実施することができないため |
| 医療情報部 | 日本電気㈱ | 平成26年4月診療報酬改正及びDPC様式調査に係る病院情報システム変更 | 26.4.17～26.6.30 | 7,433,100 | 第19条第1項第2号 | 業務(診療報酬改正・DPC様式調査)が特定の者(当該システム開発業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 医療情報部 | 日本電気㈱ | 重症・手術システム連携に係る病院情報システム変更 | 26.4.17～26.6.30 | 10,584,000 | 第19条第1項第2号 | 業務(重症・手術システム連携)が特定の者(当該システム開発業者)でなければ実施することができないものであるため |
| 臨床研究センター | イングループ | 情報機器及びソフトウェア保守サービス | 26.4.1～27.3.31 | 4,468,608 | 第19条第1項第2号 | 業務(オーダーメイド医療実現化プロジェクト匿名情報管理システム保守)が特定の者(文部科学省指定)でなければ実施することができないものであるため |
| 臨床研究センター | ㈱エスアールエル | 「ペムレキセドとS1の治療効果予測に関するバイオマーカーの解析」における免疫染色に関わる業務 | 26.4.1～27.3.31 | 1,620,000 | 第19条第1項第2号 | 業務(手作業による免疫組織染色)が非常に特殊で、特定の者(熟練した人)でなければ実施することができないものであるため |
| がん予防情報センター | 一般社団法人がん統計センター | がん予防情報センター情報管理 | 26.4.1～27.3.31 | 12,960,000 | 第19条第1項第2号 | 業務(がん予防情報センター情報管理)が特定の者(地域・院内がん登録システム等の共同開発者)でなければ実施することができないものであるため |
| がん予防情報センター | 富士テレコム㈱ | 情報システム移設計画概要設計 | 26.6.1～26.6.30 | 2,138,400 | 第19条第1項第2号 | 業務(情報システム移設計画概要設計)が特定の者(現行の機器、LAN及びシステムの設置・設定者)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | 大阪廃棄物処理株式会社 | 特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処分 | 26.7.1～29.3.31 | 39,194,238 | 第19条第1項第8号 | 再度入札に付して落札者がなかったため |
| 施設保全グループ | 公益社団法人日本アイソトープ協会 | 放射線廃棄物の廃棄 | 26.8.18～26.10.31 | 1,218,391 | 第19条第1項第2号 | 業務(放射線廃棄物の廃棄)が医療法施行規則第30条の14の2第1項及び診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄の委託を受ける者を指定する省令により、公益社団法人日本アイソトープ協会に限定されるため |
| 医療情報部 | 日本電気㈱ | 病院情報システム変更業務 | 26.8.21～26.9.30 | 13,321,810 | 第19条第1項第2号 | 業務(病院情報システムの変更)が特定の者(当該システムの開発業者)でなければ実施することができないものであるため |
| がん予防情報センター | 一般社団法人がん統計センター | 成人病統計データに基づいたWeb集計システム開発業務 | 26.7.24～26.12.26 | 1,512,000 | 第19条第1項第2号 | 業務(成人病統計データに基づいたWeb集計システム開発)が特定の者(Web集計システムの開発者・サーバーの管理者)でなければ実施することができないものであるため |
| 医療情報部 | 日本電気㈱ | 病院情報システム変更業務 | 27.3.9～27.3.31 | 2,673,000 | 第19条第1項第2号 | 業務(病院情報システムの変更)が特定の者(当該システムの開発業者)でなければ実施することができないものであるため |

修繕契約

| 所属名 | 契約の相手方 (商号又は氏名) | 案件名称 | 契約期間 | 契約金額 | 契約事務取扱規程の適用条項 | 随意契約理由 |
|----------|--------------------|----------------------------|----------------|------------|---------------|--|
| 施設保全グループ | ㈱バリアンメディカルシステムズ | 医療用リニアックClinac23EXのオーバーホール | 26.6.1～27.3.31 | 20,412,000 | 第19条第1項第2号 | 業務(医療用リニアックClinac23EXのオーバーホール)が特定の者(日本国内における保守業務全般を行っている業者)でなければ実施できないため |

| | | | | | | |
|----------|--------------------------------|---------------------------------------|-----------------|------------|------------|--|
| 施設保全グループ | GEヘルスケア・ジャパン(株)大阪支店 | 全身X線コンピュータ断層装置用X線管球交換修理 | 26.8.1～26.8.31 | 18,662,400 | 第19条第1項第2号 | 業務(全身X線CT装置の管球交換)が特定の者(当該装置の製造メーカー)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | 東芝メディカルシステムズ(株)大阪支社 | X線TV装置用X線管球交換修理 | 26.10.1～27.3.31 | 2,592,000 | 第19条第1項第2号 | 業務(全身X線TV装置の管球交換)が特定の者(当該装置の製造メーカー)でなければ実施することができないものであるため ※契約締結H26.9.30 |
| 施設保全グループ | 富士フイルムメディカル株式会社 関西・四国地区営業本部 | 据置型デジタル式X線診断装置(DR-XD100)用 X線管球交換修理 | 26.12.27～27.1.4 | 3,942,000 | 第19条第1項第2号 | 業務(据置型デジタル式X線診断装置の修繕)が特定の者(当該装置の保守メーカー)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | 東芝メディカルシステムズ(株)大阪支社 | X線TVシステム(DREX-ULT80/01)用X線管球交換修理 | 27.3.2～27.3.9 | 7,452,000 | 第19条第1項第2号 | 業務(X線TVシステムの管球交換修理)が特定の者(当該装置の製造メーカー)でなければ実施することができないものであるため |
| 医療情報部 | ㈱富士通マーケティング | インターネットシステムネットワーク機器修理 | 27.3.18～27.3.31 | 3,601,800 | 第19条第1項第2号 | 業務(インターネットシステムネットワーク機器修理)が特定の者(当該システムの導入業者)でなければ実施することができないものであるため |

賃貸借契約

| 所属名 | 契約の相手方 (商号又は氏名) | 案件名称 | 契約期間 | 契約金額 | 契約事務取扱規程の適用条項 | 随意契約理由 |
|-----------|--------------------|---------------------------------------|------------------|------------|---------------|--|
| 総務・人事グループ | リコーリース(株) | 人事動態システム用端末機の賃貸借 | 26.6.1～28.7.31 | 4,001,400 | 第19条第1項第2号 | 業務(人事動態システム用端末機の賃貸借)が特定の者(既に設置稼働している装置との互換性があり、故障に対しても迅速な対応が可能であり、連絡先の一本化やシステムとして一元的な管理が行える者)でなければ実施することができないものであるため |
| 施設保全グループ | 帝人在宅医療(株) | マスク式人工呼吸器(ネーザル・オートセット)の賃貸借 | 26.4.1～27.3.31 | 3,400,000 | 第19条第1項第2号 | 業務(マスク式人工呼吸器の賃貸借)が特定の者(選定物品の唯一の取扱い業者)でなければ履行できないため |
| 施設保全グループ | 帝人在宅医療(株) | 睡眠時無呼吸症候群への持続陽圧呼吸療法に用いる各種装置の賃貸借(単価契約) | 26.4.1～27.3.31 | 2,213,000 | 第19条第1項第2号 | 業務(睡眠時無呼吸症候群への持続陽圧呼吸療法に用いる各種装置の賃貸借)が特定の者(選定物品の唯一の取扱い業者)でなければ履行できないため |
| 施設保全グループ | ㈱シガドライウィザース | 感染予防衛生マットレスなどの賃貸借(単価契約) | 26.4.1～27.3.31 | 3,101,000 | 第19条第1項第2号 | 業務(感染予防衛生マットレスなどの賃貸借)が特定の者(選定物品の唯一の取扱い業者)でなければ履行できないため |
| 施設保全グループ | 三井住友ファイナンス&リース(株) | 病棟薬剤業務報告システムの賃貸借 | 26.7.1～31.6.30 | 2,698,920 | 第19条第1項第8号 | 再度入札に付して落札者がなかったため ※契約締結H26.4.16 |
| 医療情報部 | ニッセイ情報テクノロジー(株) | 診断書作成システム(MEDI-Papyrus)利用契約 | 26.4.1～27.3.31 | 1,077,300 | 第19条第1項第2号 | 業務(診断書作成システムの利用契約)が特定の者(唯一業務対応が可能)でなければ実施することができないものであるため |
| 医療情報部 | SCSK(株) | ソフトウェア・プロダクト(Windows-SAS)使用契約 | 26.4.1～27.3.31 | 2,076,192 | 第19条第1項第6号 | 当該ソフトウェア・プロダクトは特定の販売提携業者しか提供ができない、かつ、既に端末にインストールされているライセンス契約の更新であり、競争入札に付することが不利と認められるため |
| 医療情報部 | ㈱JECC | 第IV期コンピュータシステムの一部再リース | 26.4.1～27.3.31 | 1,475,232 | 第19条第1項第2号 | 業務(第IV期コンピュータシステムの一部再リース)が特定の者(元契約の契約者)でなければ履行できないため |
| 医療情報部 | ㈱JECC | インターネットシステムの再リース | 26.4.1～27.3.31 | 2,650,320 | 第19条第1項第2号 | 業務(インターネットシステムの再リース)が特定の者(元契約の契約者)でなければ履行できないため |
| 臨床研究センター | ソフトバンクテレコム(株) | 臨床研究治験支援システムサービス契約 | 26.4.1～27.3.31 | 2,203,200 | 第19条第1項第2号 | 業務(臨床研究治験支援システムサービス)が特定の者(選定物品の唯一の取扱い業者)でなければ履行できないため |
| 施設保全グループ | アイ・エム・アイ株式会社 | 人工呼吸器(AVEAコンプリ2)の賃貸借 | 26.8.1～27.3.31 | 1,253,000 | 第19条第1項第2号 | 業務(マスク式人工呼吸器の賃貸借)が特定の者(選定物品の唯一の取扱い業者)でなければ履行できないものであるため |
| 施設保全グループ | 小山株式会社大阪支店 | 耐圧分散式マットレスの賃貸借 | 26.12.1～32.11.30 | 22,338,000 | 第19条第1項第2号 | 業務(耐圧分散式マットレス・株式会社モルテン製ソフィアウェイの賃貸借)が特定の者(大阪府における唯一の代理店)でなければ履行できないものであるため |

物品購入

| 所属名 | 契約の相手方 (商号又は氏名) | 案件名称 | 契約期間 | 契約金額 | 契約事務取扱規程の適用条項 | 随意契約理由 |
|----------|--------------------|------------------|-----------------|------------|---------------|--|
| 医療情報部 | 日本電気(株) | 重症・手術システム用端末等購入 | 26.4.15～26.6.20 | 9,475,801 | 第19条第1項第2号 | 購入物品(重症・手術システム用端末等)が特定の者(当センターの電子カルテシステム開発業者)でなければ購入することができないものであるため |
| 施設保全グループ | ユーロメディテック(株) | 放射線治療計画支援システムの購入 | 26.7.25～26.9.30 | 14,256,000 | 第19条第1項第2号 | 業務(放射線治療計画支援システム購入)が特定の者(システムの唯一の代理店)でなければ実施することができないものであるため |